

大阪薬科大学知的財産ポリシー

大阪薬科大学（以下「本学」という。）は、広く知識を授けると共に深く薬学に関する教育研究を行い、社会の多様な分野で活躍できる、創造性と人間性豊かで有為な人材を育成し、人類の福祉と文化の向上に寄与することを目的としている。そして、薬学の幅広い分野における教育研究を推進し、優れた人材を輩出すると共に多くの知的財産を創出してきた。

知的財産の創出とその保護及び活用を図ることは、本学の研究成果を社会に還元する有効な手段であり、社会貢献に対する本学の重要な役割の一つである。

本学における教育研究活動を通じて得られる知的財産を積極的に保護、活用するために、その取扱いに関する基本的な考え方を大阪薬科大学知的財産ポリシー（以下「本ポリシー」という。）として定め、研究成果の活用による社会貢献を促進するとともに、学術研究の進展に資する。

1. 対象となる知的財産

本ポリシーの対象となる知的財産は、発明、考案、意匠及び植物の新品種とする。著作物、成果有体物及び技術ノウハウについては、本ポリシーの精神を尊重し、それぞれの特性に応じて取り扱う。

2. 権利の帰属

本学が支給又は管理している資金を使用し、もしくは本学が管理する施設、設備、その他の資源を使用し職員等が行った研究により生じた知的財産に係る権利は、本学が承継すると決定したときは本学に帰属する。また、本学が承継しないことを決定した権利は、当該職員等に帰属する。

3. 権利の承継

知的財産に係る権利の本学への承継については、知的財産権として登録される可能性及び将来の活用可能性等を総合的に評価して判断する。

4. 出願、管理及び活用

本学が承継した知的財産に係る権利は、正当な理由がない限り、速やかに出願を行う。本学が行った出願については、原則として権利化及び登録後の権利維持並びに権利活用を積極的に図る。ただし、権利化及び権利活用の可能性並びに権利維持費用等を勘案して、それらを放棄又は当該権利に係る知的財産を創出した職員等に返還することがある。

5. 職員等への補償

本学が承継した知的財産に係る権利の活用又は譲渡等により利益を得た場合には、当該権利に係る知的財産を創出した職員等に、その利益を適切に還元する。

6. 共同研究等における知的財産

研究成果の社会への還元を促進するため、企業等との共同研究及び受託研究を積極的に推進する。これらの研究により創出された知的財産に係る権利の取扱いについては、企業等における実用化、事業化等を配慮し、柔軟かつ効果的に対応する。

7. 管理体制

知的財産の創出、保護及び活用を一元的に管理し、技術移転等による社会貢献を促進するため、知的財産管理体制を整備する。

8. 秘密保持

職員等が創出した知的財産の取扱いに携わる全ての者は、知的財産の内容その他知的財産に関する事項について、必要な期間中、秘密を保持する義務を負う。また、本学は、共同研究等の契約における秘密保持義務を有する事項について、適切な措置を講ずる。

9. その他

このポリシーに係る具体的取扱い事項については、別に定める。

このポリシーは、平成 26 年 11 月 18 日より適用する。(平成 26 年 11 月 18 日 理事会承認)

このポリシーは、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。(平成 28 年 3 月 15 日 理事会承認)